

令和8・9年度(基準年度) 入札参加資格審査申請の手引き

目次

令和8・9年度(基準年度)入札参加資格審査申請要項	P.2～P.5
申請時の留意事項・お知らせ	P.6
書類作成要領	P.7、P.8
【提出書類総括表】	P.9
申請業種コード表	P.10～P.15
入札参加資格審査申請 Q&A	P.16～P.20
宛名シート <u>※申請書提出用</u>	P.21
不備・不足書類の提出方法	P.22
宛名シート <u>※不備・不足書類提出用</u>	P.23
入札参加審査申請期間における変更届の提出について <u>※変更届書類提出用</u>	P.24

【問合せ先】

貝塚市役所 契約検査課

建設工事、測量・建設コンサルタント等.....〔工事担当:072-433-7321〕

役務提供等、物品供給等.....〔物品担当:072-433-7320〕

※その他の申請に関する問合せは、上記いずれかの連絡先をお願いします。

※登録業者番号・受付番号の電話での照会はおこなっておりません。

【書類送付先】

〒597-8585

大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 総務部 契約検査課

令和8・9年度(基準年度)入札参加資格審査申請要項

申請をするにあたっての注意事項

- ・市内・市外業者の受付期間が異なりますので必ずご確認のうえ申請してください。
- ・期間経過後は一切受け付けません。すべての書類が完全に揃ってはじめて正式受付となります。
- ・複数の不備・不足等がある場合は、受理をせずに一旦すべて返却します。
再度ご確認のうえ改めてご提出ください。
- ・担当者より申請内容について問い合わせすることがありますので、必ず控えも作成しお手元にお持ちください。
- ・質問等がある場合は、必ず添付している「入札参加資格審査申請Q&A」を熟読のうえお問い合わせください。

【基準年度で取扱う申請区分】

◇令和7年度に登録のあるかた→「**継続**」 ◇令和7年度に登録のないかた→「**新規**」

書類作成要領及び提出書類総括表を熟読のうえ、書類をA4紙ファイルに綴って申請してください。

【市外業者の受付時期について】

※今年度は市外業者の受付期間を例年より長く設けていますが、次年度以降も同様の受付期間になるかは未定です。

《注意》 受付期間外の申請はいかなる場合も受けいたしません。

1. 市内業者と市外業者について
市内業者 : 貝塚市内の本店・支店・営業所等で登録するかた
市外業者 : 上記以外のかた
2. 受付方法・期間
新規・継続にかかわらず、下表の受付期間に提出していただけます。

	市外業者 (右記以外のかた)	市内業者 (貝塚市内の本店・支店・営業所等で登録するかた)
受付期間	令和7年10月6日(月) ～令和8年1月9日(金)	令和8年1月20日(火) ～令和8年1月30日(金)
受付方法	郵送のみ 受付最終日の1月9日のみ、窓口申請可	郵送または、窓口持参

郵送の場合	※簡易書留等必ず記録が残る方法で提出してください。 封筒の表面(宛名面)には、宛名シートを必ず貼付して下さい。なお、メール便等で宛名シートを貼付することができない場合は、宛名シートと同内容を記入して送付してください。 ※各受付期間最終日は午後4時必着(消印ではありません。)		
窓口持参の場合	※市内業者対象 (ただし、市外業者の方は、受付最終日(1月9日)のみ窓口持参可とする。) 【受付時間】 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時		【受付場所】 貝塚市役所 総務部 契約検査課 (本庁舎4階)

【受付方法に関する注意事項】

- ・受付方法にかかわらず、審査終了後に受付票を返信します。必ず返信用封筒(宛先記入、切手貼付済)をご用意ください。
- ・市内業者のかたで窓口にて受付票の返却を希望される場合は、申請時にお申し出ください。その場合、返信用封筒は不要ですが、申請時の審査は行いません。のちほど取りに来ていただくこととなりますので、予めご了承ください。
- ・複数業者申請の場合でも1業者1封筒(返信用)が必要です。

※受付票が下記までに届かない場合は、表紙に記載の《問合せ先》まで連絡してください。

市外業者・市内業者 令和8年2月13日(金)まで

3. 資格要件

1) 共通資格要件 次に掲げる条件をすべて満たしていること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 市内業者で登録申請する場合は、市税を滞納していないこと。
- (4) 営業を行うにつき、法令等の規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあっては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法または民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てまたは再生手続き開始の申立てがなされていないこと(更生計画または再生計画の認可がなされている場合を除く)。

登録後、共通資格要件を1つでも満たさなくなった場合、本市への登録が出来なくなります。その際は、必ず、変更届にて登録抹消等の届け出をしてください。

2) 建設工事にかかる追加要件

- (1) 申請日時点において、**建設業許可に基づく営業を継続して2年以上行っていること。**
- (2) 建設業法第3条第1項の許可を受け、同法第27条の23第2項に規定する経営事項の審査を受けており、かつ同法第27条の29の規定に基づく総合評定値の通知を受けていること。
- (3) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していること。ただし、各保険について法令で適用除外とされる事業者は除く。

3) 上水道管工事にかかる資格要件

貝塚市水道事業給水条例第9条の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定を受けている貝塚市内に本店をおく管工事事業者であること。

4) 市内建設工事の申請区分

- (1) 上水道に関する管工事(水道仮管や水道本管の布設工事等)の入札参加を希望するかたは、管工事以外の入札に参加できません。
- (2) 電気工事の入札参加を希望するかたは、電気工事と管工事(上水道に関する管工事除く)及び電気通信工事と消防施設工事以外の入札には参加できません。
- (3) 上記(1)及び(2)を除いた他の工事の入札参加を希望するかたは、上水道の管工事及び電気工事の入札に参加できません。

他の工事と上水道管工事及び電気工事の申請区分の変更について

- ◆登録業種内での申請区分の変更は申請後や年度途中であっても可能です。
(例)上水道管工事(または電気工事)・建築工事・土木工事を登録中で、上水道管工事(または電気工事)の入札参加を希望しているかたが、建築工事・土木工事の入札参加希望に変更する場合。
※上記に係る変更については「変更届」が別途必要となります。
※変更事項は「その他」欄に記載してください。
- ◆登録業種外への変更は申請後や年度途中はできません。
(例)建築・土木を登録中のかたが、上水道管工事への登録及び入札参加を希望される場合
※上記に係る変更については、**次回追加年度受付時**に手続きをおこなってください。

4. 注意事項

- (1)令和8年度は入札参加資格審査申請の基準年度となるため、貝塚市に登録を希望するすべてのかたが申請書を提出する必要があります。資格有効期間は、令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間です。なお、市内業者のかたは、令和9年1月頃に改めて「国税の納税証明書」と「市税に未納がない証明書」の提出が必要となります。詳細は、令和8年秋頃に契約検査課のホームページに掲載予定です。
- (2)1人の代表者または受任者は、別の会社の代表者または受任者を兼ねることはできません。
(代表者が同じ、または受任者が同じである複数の会社は登録できません。)
- (3)申請後や年度途中での領域・業種の追加及び希望順位(物品のみ)の変更はできません。
追加・変更等される場合は、次回追加年度受付時に手続きを行ってください。
- (4)申請書等に記入する日付はすべて市外業者は、令和7年10月6日以降、市内業者は令和8年1月20日以降の日付で記入してください。
- (5)証明書関係については、提出日より前3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
ただし、有効期間が明示されたもので、申請日に有効なものについてはこの限りではありません。
- (6)資格審査に際し問合せや参考資料の提出を求められることがありますので、申請書の担当者欄には、この申請に関して対応できるかたを記入してください。
- (7)明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、市担当者が修正させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、記入していただいた内容を正として受付しますので、記入間違い・記入漏れ等がないよう、よく確認した上で提出してください。
※修正箇所があり再度の作成が難しい場合、修正テープ等を使用せずに訂正印(実印)を押印してください。
- (8)以下の場合、別途変更届が必要となります。該当するかたは、速やかに変更届を提出してください。
《注意》変更届の提出がない場合は入札等に参加できません。
- ◆継続申請されるかたで、令和7年度中(令和8年3月31日以前)に代表者名・住所等、現在の登録内容に変更が生じる場合
- ◆令和8・9年度入札参加資格申請で申請した内容に変更が生じた場合
※詳細は「入札参加資格審査申請期間における変更届の提出について」を参照
- (9)年度途中で申請を取下げの場合も、変更届を提出してください。この場合、当該年度の再申請はできません。
- (10)提出した申請書類の記入事項に相違のある場合は、入札参加資格を取消されても異議申立てはできません。
- (11)入札参加資格審査の結果、承認した場合は申請者を入札参加資格者として登録業者名簿に登載し、4月上旬頃、本市ホームページにて公表予定です。
なお、登録業者名簿には、申請者情報(受任者で登録をする場合は、受任者情報)①登録業者番号、②会社名、③所在地、④代表者氏名、⑤電話番号を公表いたしますので、同意のうえ申請を行ってください。

名簿公表ページ

貝塚市ホームページ内

【各課のご案内】→【総務部 契約検査課】→【メニュー 登録業者名簿(工事・コンサル・役務・物品)】

5. 提出書類に不備・不足があった場合について

提出書類に不備・不足がある場合は、受付票に不備内容等を記入して返信します。

再提出書類の最終締切日は、令和8年2月20日(金)午後4時(必着)ですが、この期限までにすべての書類がそろい、「不備なし」とならなければ、申請が無効となりますのでご注意ください。

※郵送する場合は、不達防止のため、必ず簡易書留等記録が残る方法でご提出ください(不達等により、再提出期限までに提出が確認できなかった場合は、申請が無効となる場合があります)。

※再提出書類の受領確認が必要な場合は、不備不足書類のほか、①返信用封筒(宛先記入、切手貼付済)、②受付票(写し可)または受領書(任意様式)の3点を同封してください。

6. 市内業者で窓口持参されるかたの受付場所について

契約検査課への経路

持参申請の受付場所は、「本庁舎4階 契約検査課」です。お間違いのないようお願いします。
 契約検査課へお越しになる際、1階 西側のエレベーター・階段をご利用ください。
 4階で東側と西側の通り抜けはできないためご注意ください。



※必ずお読みください。

申請時の留意事項・お知らせ

国土交通大臣許可の建設業許可証明書の取扱いについて

令和2年4月1日から、国土交通省の各地方整備局等で発行されていた建設業許可証明書が一部の場合を除き取得できなくなっています(詳しくは、国土交通省等のホームページをご覧ください)。国土交通大臣許可を取得されているかたで、建設工事を登録される場合の建設業許可証明書の取扱いを下記①または②のとおりとします。

- ① 各地方整備局長等が発行する建設業許可証明書(申請日の3ヶ月前までに証明されたもの)を提出。なお、「建設業の許可についての通知書」は不可です。
- ② 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」より、(申請日の3ヶ月前までに印刷した登録状況画面(「建設業者の詳細情報」)を提出。

<手順>

●検索システムはこちら ⇒ <https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

- ①システムの「建設業者」をクリック。
- ②自社情報を検索。
- ③右上のPDFボタンでPDF画面を開く。
- ④印刷(ここで印刷したものを提出してください)

※知事許可の場合は、建設業許可証明書 もしくは 上記②を取得し、提出してください。

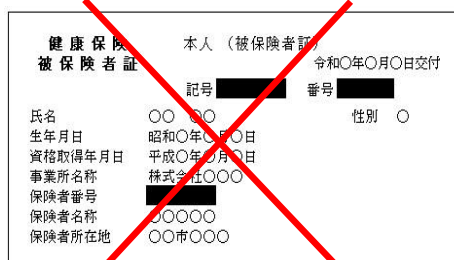
雇用関係を証する公的機関の証明書について

《ご注意ください》

健康保険被保険者証は、雇用関係を証する公的機関の証明書として使用できません

国の法改正により、令和6年12月2日以降、従来の健康保険被保険者証は新規発行・再発行が停止され、それに伴い、法令で定める本人確認書類からも健康保険被保険者証が削除されました。

これまで、入札参加資格審査申請時に必要な雇用関係を証する公的機関の証明書として、多くのかたが健康保険被保険者証(写し)を添付いただいていたおりましたが、令和7年12月2日以降は使用できませんので、ご注意ください。



今年度から雇用関係を証する公的機関の証明書として下記のいずれかのものを添付してください。

1. 監理技術者資格者証の写し
2. 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
4. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
5. その他、上記に準ずる証明書

※ただし、監理技術者資格者証は申請者の法人名称と資格者証の所属建設業者が同一の場合に限る

工事・コンサルの希望業種の上限数について

工事・コンサルにおいては、希望業種の上限数を設けておりませんでした。今年度より、希望業種の上限数を20業種に限定いたします。申請する際はご注意ください。

携帯電話番号登録について(主に市内業者対象)

今年度より、「入札参加資格審査申請書」および「変更届」に携帯番号欄が加われました。

市内業者のかたで、特に建設工事をご登録のかたは、なるべく記載(任意)いただきますよう宜しくお願いします。

時期は未定ですが、今後ご登録をいただいたかたは、簡易な連絡をSMS(ショートメッセージサービス)にておこなう予定です。

【新規申請】書類作成要領

【提出書類】

- 【提出書類総括表】(以下「総括表」という。)に従って書類を整えてください。
- 申請する領域欄に○がある書類は必ず提出が必要です。ただし、複数領域を申請される場合は、重複する書類(番号1～3、10～22)は1部で結構ですので、総括表欄外にある説明もご確認ください。
△の書類は、総括表右端説明・注意事項欄を確認の上、該当する場合のみ提出してください。

【注意事項】

- 申請書等に記入する日付および証明書関係の期限は下記のとおりです。
ただし、証明書関係については有効期間が明示されたもので、申請日時点で有効なものについてはこの限りではありません。

対象者	市外業者	市内業者
	右記以外のかた	貝塚市内の本店・支店・営業所等で登録するかた
申請書等に記載する日付	令和7年10月6日～令和8年1月9日	令和8年1月20日～令和8年1月30日
証明書関係の期限	申請書の提出日より前3ヶ月以内に発行されたもの	

- 受付票(複数の領域を申請する場合でも1枚のみ)は綴らず提出してください。

※登録先を領域別に分ける場合(例:建設工事は本店、役務提供等は支店で登録など)は、申請書を別々とし、それぞれ別のA4紙ファイル(バインダー不可)に綴じて提出してください。

【申請書類のファイリング要領】

- (1) 申請書類を1冊のA4紙ファイル(色指定無し・左2穴綴じ)にまとめて提出してください。
綴り順やインデックスの貼付については以下を参照し、必ず指定の順に綴ってください。
- (2) ファイルの表紙及び背表紙の下部には、商号又は名称を記入してください。
法人区分は略して標記してください。例) 株式会社⇒(株)、有限会社⇒(有)
- (3) 綴り順は総括表左端に記載の書類番号順(1～22)に従って書類を綴ってください。

★複数領域を申請する場合の綴り方 ※次ページの例示も併せてご覧ください。

- ①まず提出書類確認表、申請書(書類番号1・2)、従業員等一覧表(書類番号3)の順に綴ります。
- ②次に1つ目の領域に関する書類(書類番号4～9)の該当書類を番号順に綴った後、続けて2つ目の領域に関する書類(書類番号4～9)の該当書類を番号順に綴ります。
3つ目の領域以上申請する場合も同様の方法で領域ごとに綴ります。

例)建設工事と役務提供等の2つの領域で申請する場合は、書類番号1～3の後に、建設工事の書類(書類番号4～9)を綴った後、役務提供等の書類(書類番号4～9)を綴ります。

- ③領域別に書類(書類番号4～9)の該当書類を綴った後に、共通する書類(書類番号10～22)を綴ります。

※共通する書類(書類番号1～3及び10～22)は複数領域申請の場合でも1部のみで結構です。

インデックスの貼付方法

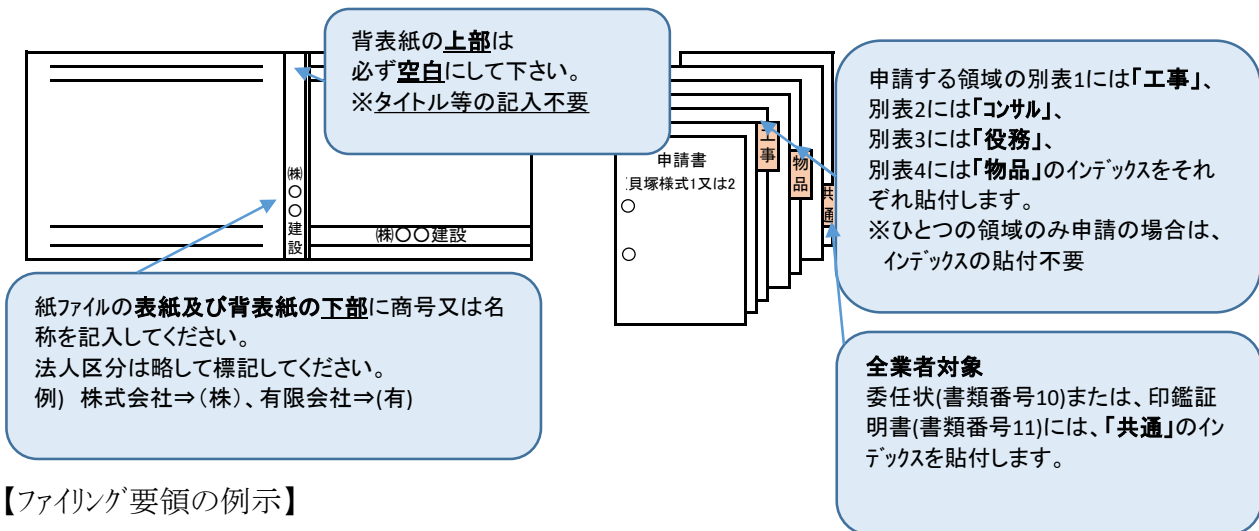
●全者共通

委任状(書類番号10)または、印鑑証明書(書類番号11)に「共通」と記したインデックスを貼付してください。

●複数領域で申請する場合

申請する領域の別表に領域名のインデックスを貼付してください。

- 例)・建設工場の領域で申請する場合…別表1に「工事」と記したインデックスを貼付
- ・測量・建設コンサルタント等の領域で申請する場合…別表2に「コンサル」と記したインデックスを貼付
 - ・役務提供等の領域で申請する場合…別表3に「役務」と記したインデックスを貼付
 - ・物品供給等の領域で申請する場合…別表4に「物品」と記したインデックスを貼付



【ファイリング要領の例示】

①物品供給等のみを申請する場合

総括表の書類番号1～5(許可等を要するものは「6」まで)を順に綴り、委任状(書類番号10)または、印鑑証明書(書類番号11)に「共通」のインデックスを付けて、書類番号10以降の該当書類を番号順に綴ります。

②建設工事、役務提供等を申請する場合

総括表の書類番号1～3の次に建設工事「別表1(書類番号4)」に「工事」のインデックスを付け、書類番号4～9の該当書類を綴ります。建設工事の書類の後に続けて、役務提供等「別表3(書類番号4)」に「役務」のインデックスを付け、書類番号4～9までの該当書類を綴り、委任状(書類番号10)または、印鑑証明書(書類番号11)に「共通」のインデックスを付け、書類番号10以降の該当書類を番号順に綴ります。

【新規申請用 提出書類総括表】

※下記の表を参考に提出書類を揃えてください。

※黄色着色部分は共通・重複する書類のため、複数領域を申請する場合であっても提出は1部のみで結構です。

※「2部」提出のものについては、1部は綴らず提出してください。また受付票も綴らず提出してください。

※(写)または(写し可)となっているもの以外は、すべて原本が必要です。

※△印は該当する場合のみ必要です。表中の右端の説明・注意事項欄を参照してください。

※★略称説明※ 工事……建設工事 管工事(市内)…上水道管工事 コンサル……測量・建設コンサルタント等 役務……役務提供等 物品……物品供給等
--

注)提出書類の作成及びファイリング要領については、「書類作成要領」をご覧ください。

書類番号	提出書類名	様式No.	申請領域(略称)★								説明・注意事項		
			市内				市外						
			工事	管工事	コンサル	役務	物品	工事	コンサル	役務		物品	
1	提出書類確認表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	商号または名称(支店名等含む)を記入する。 ※ゴム印可
2	入札参加資格審査申請書 (上水道の管工事(市内)を除く)※使用印鑑押印	様式1	○			○	○	○	○	○	○	○	実印(法務局または市町村長が証明する印鑑)を押印すること。また使用印は、社印ではなく、役職または個人が特定できる印とし、朱肉を使って押印すること。
	入札参加資格審査申請書 (上水道の管工事(市内)用)※使用印鑑押印	様式2		○									
3	【従業員等一覧表】	様式3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社履歴等を表内に記入すること。 従業員数は、支店(営業所)で登録する場合、本店と支店の両方を記入すること。
4	入札参加資格審査申請書【別表1】(建設工事)	別表1	○	○					○				≪インデックス≫ 複数領域で申請する場合は、別表1には「工事」、別表2には「コンサル」、別表3には「役務」、別表4には「物品」のインデックスを付けること。
	同【別表2】(測量・建設コンサルタント等)	別表2			○				○				
	同【別表3】(役務提供等)	別表3				○				○			
	同【別表4】(物品供給等)	別表4					○				○		
5	実績調書・経歴書	様式4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近2年間に着手した業務を業種ごとに作成すること。 ※任意様式可(工事・測量等は国土交通省統一様式(写)可)
6	建設業許可証明書(写)		○	○					○				建設業法に基づく大臣・知事の建設業許可証明書 ※「建設業の許可についての通知書」は不可
	許可・認可・登録証明書等(写)				○	△	△		○	△	△		
7	指定給水装置工事事業者指定証(写)			○									上水道の管工事(市内業者)で申請する場合のみ提出。
8	建設業許可申請時の営業所一覧表(写)		△						△				△は、支店・営業所で申請する場合のみ提出。
9	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)※市内業者は2部用意し、1部はファイルに綴らず別に持参すること		○	○	2部	2部			○	1部			業者登録の書類提出日時時点で有効のもの申請中の場合は、経営事項審査申請書の表紙(行政庁の受付印押印済みのもの)(写)を添付すること。
10	委任状 ※指定様式	指定様式	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△は、支店・営業所等で申請(受任者登録)する場合のみ必要。 委任期間は、令和8年4月1日～令和10年3月31日まで。 「共通」のインデックスを付けること。
11	印鑑証明書(写)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人…法務局、個人…市町村長が発行するもの。 委任状を添付しない場合は、「共通」のインデックスを付けること。
12	誓約書(暴力団排除条関係)	様式8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	貝塚市暴力団排除条例に基づく ※誓約日の記入必須
13	法人登記の履歴事項全部証明書(写)または誓約書(誓約書は個人事業主に限る)	様式5(誓約書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(法人)…法人登記の履歴事項全部証明書 (個人)…代表者の誓約書 ※誓約日の記入必須
14	財務諸表(法人の場合)(写)または収支計算書・申告書(個人事業主の場合)(写)※個人のマイナンバーの記載のあるものは、マイナンバーを黒塗りにして提出してください。					○	○			○	○		直近1年間の事業年度分を提出すること。 法人…【決算報告書】貸借対照表・損益計算書は必須 個人…【所得税の確定申告書(写)】及び【確定申告時に提出した決算書(収支内訳書)等の写し】
15	国税の納税証明書(写) 法人は「その3の3」 個人は「その3の2」		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人…本店にかかる法人税・消費税及地方消費税 個人…申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税 ※電子納税証明書で提出の場合、PDF形式のみ可とする。 (XML形式は提出不可)
16	市税に未納がない証明書(写し可)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和0年0月納期分までの証明書を提出。 (課税課税税担当で令和0年0月0日()以降に発行) ※現在調整中
17	従業員名簿	様式6	○	○	○								名簿に記載のない者は代理人として現説・入札に入ることができません。 ※貝塚市内の支店・営業所で申請する場合は、支店・営業所に所属する従業員について記入すること。
18	技術職員名簿(経審申請時のもの)(写)		○	○									経営事項審査申請時に提出したものの写し。
19	雇用証明書及び技術者資格・免許等(写)		○	○	○								雇用関係を証する公的機関の証明書、技術者の法令による資格・免許等 ※健康保険被保険者証は不可
20	建退共組合加入・履行証明書(写)		○	○									建退共大阪府支部で証明を受けたもの(従業員の有無に関係なく必要)。証明書が出ないかたは、加入者証の写しと理由書(任意様式)を提出のこと。業者登録の申請日より1年以内に証明されたものを提出すること。
21	事務所・店舗・倉庫等の所在地位置図		○	○	○	○							住宅地図等の写し(A4)に赤色で所在を囲い印すこと。
22	事務所・店舗・倉庫等の写真	様式7	○	○	○	○							事務所等の全景・内部、倉庫資材置場の全景写真(カラー写真で6か月以内に撮影したもの)。所有形態、面積等を記入すること。
綴らず提出	受付票		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ファイルに綴らず、提出。商号または名称(支店名等含む)を記入し、継続申請業者においては登録業者番号・受付番号も記入すること。
	返信用封筒		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内業者は、宛先記入・切手貼付して郵送。ただし、窓口受取は不要。市外業者は、宛先記入・切手貼付して郵送。

役務提供等の申請業種コード表

令和7年8月更新

大分類	中分類	コード	許認可等	小分類	許認可等の例示	
1	10 建物総合管理	1099	★	注1)	下記1111、1115、1117及び9201のコードすべての許認可が必要	
		11 建物や施設の清掃	1111	(★)	建築物清掃業(内外装全般)	1.建築物清掃業登録証明書 または、 8. 建築物環境衛生総合管理業登録証明書 ◆医療関連サービスマーク認定証書(院内清掃業務)
			1112	(★)	建築物空気環境測定業	2.建築物空気環境測定業登録証明書 または、 8.建築物環境衛生総合管理業登録証明書
			1113	(★)	建築物空気調和用ダクト清掃業	3.建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書
			1114	(★)	建築物飲料水水質検査業	4.建築物飲料水水質検査業登録証明書
			1115	(★)	貯水槽清掃業(上水配管清掃含む)	5.建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
			1116	(★)	排水管等の清掃業	6.建築物排水管清掃業登録証明書
			1117	(★)	ねずみ・昆虫等防除業	7.建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
			1118	(★)	建築物環境衛生総合管理業	8.建築物環境衛生総合管理業登録証明書
		1199	(★)	その他(申請書に具体内容を記入)		
	12 施設・設備の保守点検	1201			消防・防火設備	
		1202			自動ドア設備	
		1203	★		電気設備等(受変電設備、自家用電気工作物含む)	各種電気主任技術者免状(個人)
		1204			昇降機(エレベーター)設備	
		1205			リフト(ガムウェーター)設備	
		1206			空調設備(冷凍機等含む)	
		1207	★		浄化槽(汚水)設備	浄化槽清掃業許可証 浄化槽保守点検業登録証
		1209			浄化(ろ過)設備	
		1210			電話設備	
		1211			通信設備	
		1212			樹木・庭園管理、伐採・除草	
		1213			火葬炉設備	
		1214			駐車場設備(立体とも)	
		1215			天体観測ドーム・望遠鏡設備	
		1216			ホワイ設備	
		1217			ポンプ設備	
		1220			電動シャッター設備	
		1221			エンジン(ディーゼル、ガソリン等)設備	
		1222	★		医療用ガス供給設備	医療機器修理業許可証、 ◆医療関連サービスマーク認定証書 (装置・機器の保守点検業務)
		1223			非常用発電設備	
	1224			舞台設備(吊り物・照明・舞台機構等)		
	1226			音響設備		
	1227			浴場設備		
	1231			噴水・滝・砂場など公園施設		
	1232			路面清掃(市道等)		
	1299			その他(申請書に具体内容を記入)		

「大分類1」は、次ページへ続く

役務提供等の申請業種コード表

令和7年8月更新

大分類	中分類	コード	許認可等	小分類	許認可等の例示	
1	建物・施設の管理・清掃・保守や日常運営管理	13	(★) 注2)	1301	★ 下水(排水)処理施設、ポンプ場など運営管理	下水道処理施設維持管理者登録通知・更新通知
				1302	上水(浄水)施設運営管理	
				1305	保育所・託児所運営管理	
				1306	し尿処理施設運営管理	
				1307	スポーツ施設運営管理(市民プール、体育館など)	
				1308	総合監視設備運営	
				1309	物流監視システム運営	
				1311	ホール・会館・舞台の運営管理	
				1312	清掃施設運営管理	
				1314	駐車場・駐輪場運営管理	
				1315	火葬炉施設運営管理	
	14	その他	1401		上記以外の施設・設備の保守管理・運営業務など(申請書に具体内容を記入)	
2	装置・機器類の保守点検	21	医療装置・機器の保守点検	2101	★ 医療装置・機器の保守点検	医療機器修理業許可証 ◆医療関連サービスマーク認定証書(装置・機器の保守点検業務)
		22	その他装置・機器の保守点検	2201	防災行政無線等、通信機器	
	2202			事務機器(印刷機・コピー機・FAX等)		
	2203			視聴覚機器		
	2205			体育機器、遊具等		
	2207			環境計測機器(水質自動測定器など)		
	2212			給茶機		
	2213			製氷機		
	2299			その他(申請書に具体内容を記入)		
	3	調査・測定 検査・検診など	31		3101	★ 大気・水質・土壌等の調査・測定業務
3102					★ 騒音・振動等の調査・測定業務	
3199					(★) その他(作業環境測定含む)	作業環境測定機関登録証
32			診断、検診、臨床・衛生検査など	3201	★ 健康診断、予防接種、各種検診、休日急患診療所運営などの医療サービス	病院・診療所開設届、許可
				3202	★ 臨床検査・衛生検査	衛生検査所登録証明書(微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査、病理学的検査) ◆医療関連サービスマーク認定証書(衛生検査所業務)
				3299	その他(申請書に具体内容を記入)	
33		漏水・流量調査、埋設物調査や建物法定検査など	3301	漏水調査・流量調査		
			3302	排水管テレビカメラ調査、埋設物等探査など		
			3303	★ 特殊建築物・施設・設備の法定検査	建築士事務所登録証明書 特定建築物調査員資格者証(個人) 防火設備検査員資格者証(個人) 昇降機等検査員資格者証(個人) 建築設備検査員資格者証(個人)	
3399		その他(申請書に具体内容を記入)				
34		モニター調査 行政コンサル	3401		世論調査・動態調査・経済調査・市場調査・交通量調査、及び行政コンサルtant	
35		その他調査 測定・検査	3501		その他調査、測定、検査など(文化財なども含む)	

「大分類4」は、次ページへ続く

役務提供等の申請業種コード表

令和7年8月更新

大分類	中分類	コード	許認可等	小分類	許認可等の例示		
4	印刷物の企画・印刷・製本 写真制作 VTR・録音テープ・放送番組企画・制作 宣伝・広報物の企画・制作	41 冊子・地図・図面等の企画・印刷製本	4101		啓発冊子・パンフレット、広報誌等の企画・印刷・製本		
			4102		道路・上下水・都市計画図面、その他電子図面含む		
		42	写真等企画・制作	4201		マイクロフィルム・写真(航空写真含む)等企画・制作	
		43	VTR・テープ・放送等	4301		VTR・録音テープ・放送番組など企画・制作	
		44	宣伝・広報・配布等	4401		宣伝・広報・配布(ホステイング)、ホームページ作成等	
		45	展示物等製作	4501	(★)	展示物・パル等製作	屋外広告業登録
		46	速記・翻訳・通訳など	4601		速記・翻訳・通訳(立会・記録・資料作成など含む)	
	47	その他	4701		その他(申請書に具体内容を記入)		
5	情報産業関係 OA機器ソフト・システム・電算処理 情報配信サービス	51	機器リースと保守	5101		ハード機器(パソコン含む)リース・保守	
		52	ソフトやシステム開発・保守	5201		各種ソフトやシステムの開発と保守	
		53	電算処理・入出力	5301		電算処理・データ入出力	
		54	情報配信サービス	5401	(★)	データ送信、衛星通信、気象・防災、その他情報配信サービス、インターネット	電気通信事業許可・登録・届出 予報業務許可書
		55	その他	5501		その他(申請書に具体内容を記入)	
6	各種の業務代行 人材派遣	61	講師・インストラクター・カウンセラー	6101	(★)	講習会講師・インストラクター・カウンセラー等派遣(一部企画等含む)	【6101、6301、6501、6502について】 労働者派遣事業許可証 ※経過措置として一般、特定の区分けした許可証あり 有料職業紹介事業許可証
		62	工事監査 技術指導	6201		工事監査・技術指導・調査業務	
		63	医事関連業務代行	6301	(★)	医事関連業務代行	
		64	メーター検針 料金収納	6401		上下水道メーター検針・取替、及び料金収納業務など	
				6402	(★)	受付・一般事務、その他(申請書に具体内容を記入)	
		65	その他業務代行等	6501	(★)	受付・一般事務、その他(申請書に具体内容を記入)	
66	葬儀業務代行	6601		葬儀業務代行			
7	運送・配送 及び運転代行	71	運搬・運送・集配業務	7101	★	貨物自動車運送(引越し含む)	一般・特定貨物自動車運送事業許可書
				7102	★	航空貨物・船舶貨物・旅客運送	航空機使用事業許可、航空運送事業許可
				7104	★	貸切旅客自動車運送、旅客自動車運送	一般(乗合・貸切・乗用)・特定旅客自動車運送事業許可書
				7105	(★)	自家用車両運転代行(運行管理)	運転手派遣のみの場合、一般・特定労働者派遣事業許可証
		72	その他	7201		その他(申請書に具体内容を記入)	
8	廃棄物の 収集・運搬・処分	81	産業廃棄物	8101	★	産業廃棄物の収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可証
				8102	★	産業廃棄物の処分	産業廃棄物処理業許可証
		82	特別管理産業廃棄物	8201	★	特別管理産業廃棄物の収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
				8202	★	特別管理産業廃棄物の処分	特別管理産業廃棄物処分業許可証
		83	一般廃棄物・リサイクル	8301	(★)	一般廃棄物(リサイクル品含む)の収集運搬・処理、及び買い受け等	一般廃棄物収集運搬業許可証 一般廃棄物処分業許可証
				8302	(★)	放置車両・バイク・自転車などの運搬、処分など	
84	その他	8401		その他(申請書に具体内容を記入)			
9	警備	91	機械警備業務	9101	★	機械警備業務	機械警備業務開始届出書
		92	人的警備業務	9201	★	人的警備業務	警備業認定の通知

「大分類10」は、次ページへ続く

役務提供等の申請業種コード表

令和7年8月更新

大分類	中分類	コード	許認可等	小分類	許認可等の例示		
10 賃貸 イベント クリーニング 旅行取扱い 給食	101 賃貸業務	10101	(★)	自動車賃貸	自家用自動車有償貸渡(レンタカー業)許可書 古物商許可証		
		10102	★	医療用具・機器賃貸	高度医療機器等販売業・賃貸業許可証 ◆シルバーマーク認定証		
		10103	★	福祉機器賃貸			
		10104	★	寝具・病衣・白衣、カーテン等賃貸	クリーニング所検査確認済証 クリーニング所開設届出書 ◆医療関連サービスマーク認定証書 (寝具類洗濯業務)		
		10105		事務機器賃貸(OA機器は5101)			
		10106		仮設建物(ﾌﾟﾚﾊﾞ等)賃貸			
		10107		イベント用品賃貸			
		10108		自動販売機賃貸			
		10109		植木・鉢植え賃貸			
	10199		その他(申請書に具体内容を記入)				
	102	イベント運営関連業務	10201		機器準備、運営、芸能人派遣など含む		
	103	クリーニング	10301	★	洗濯・乾燥業務(クリーニング)	クリーニング所検査確認済証 クリーニング所開設届出書 ◆医療関連サービスマーク認定証書 (寝具類洗濯業務)	
	104	旅行取扱業	10401	(★)	旅行取扱い業務	旅行業・旅行業者代理業登録	
105	給食業務	10501	★	調理・給食業務	食品営業許可証(飲食店営業) ◆医療関連サービスマーク認定証書 (患者等給食業務)		
12	エネルギー供給	121	エネルギー供給	12101	★	電気・ガス等の供給	電気事業法の登録・届出 ガス事業法の登録・届出
11	その他	110	全項目に該当なし	11001	(★)	その他(申請書に具体内容を記入)	

〈許認可等に関する注意事項〉

※許認可等の欄に★印の記載があるものは、業務に関する許認可等を受けていることが必要です。また、発注段階においても各種許認可等を求める場合があります。表中「許認可等の例示」欄を参照し、許認可等の内容を証する書類の写しを提出してください。★印に()のついている業務について、登録する業務内容が許認可等を必要としない業務の場合は証明書等の提出は不要です。なお、★印のついていないものでも、許認可等を必要とする業務の場合は、許認可等の内容を証する書類の写しを提出してください。

※業務に関する技術者の個人資格が必要なものについては、「申請書別表1、2、3、4」に資格種類と人数を記入してください。
例)電気工事士、消防設備士、浄化槽管理士、施工管理技士、情報処理技術者等

注1) 建物総合管理(コード1099)の申請は、清掃業務(コード1111、1115、1117のすべて)、及び人的警備業務(コード9201)に関する許認可を受けているかたに限ります。なお、建物総合管理を申請されたかたは、コード1099のほか、希望する業務を5つまで選択することができます(計6つまで)。

注2) 建物・施設・設備の運営管理については、発注段階で許認可・技術者の個人資格を求める場合があります。

建設工事の申請業種コード表

コード	業種別分類	コード	業種別分類
01	土木一式工事	16	ガラス工事
02	建築一式工事	17	塗装工事
03	大工工事	18	防水工事
04	左官工事	19	内装仕上工事
05	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
06	石工事	21	熱絶縁工事
07	屋根工事	22	電気通信工事
08	電気工事	23	造園工事
09	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

測量・建設コンサルタント等の申請業種コード表

測量業・建築士事務所・地質調査業・計量証明・不動産鑑定士・土地家屋調査士・司法書士					
コード	業種別分類	コード	業種別分類		
11	測量業大臣登録	60	計量証明事業登録 ※注		
21	建築士事務所 ※建設設備設計事務所含む(大阪府知事登録)	71	不動産鑑定士登録		
22	建築士事務所 ※建設設備設計事務所含む(他府県知事登録)	72	土地家屋調査士登録		
40	地質調査業大臣登録	73	司法書士登録		
建設・補償コンサルタント					
コード	業種別分類	コード	業種別分類		
301	河川、砂防及び海岸・海洋	312	都市計画及び地方計画	51	土地調査
302	港湾及び空港	313	地質	52	土地評価
303	電力土木	314	土質及び基礎	53	物件
304	道路	315	鋼構造及びコンクリート	54	機械工作物
305	鉄道	316	トンネル	55	営業補償・特殊補償
306	上水道及び工業用水道	317	施工計画、施工設備及び積算	56	事業損失
307	下水道	318	建設環境	57	補償関連
308	農業土木	319	機械	58	総合補償
309	森林土木	320	電気電子		
310	水産土木	321	廃棄物		
311	造園				

<添付書類>

- ・コード11(測量、航空測量)・・・測量業登録通知・更新通知、測量業登録証明書
- ・コード21、22(建築設計・監理)・・・建築士事務所登録証明書
- ・コード40(地質調査)・・・地質調査業登録通知・更新通知(もしくは現況報告書に確認済印が押印されたもの)
- ・コード301～321(土木設計・監理)・・・建設コンサルタント登録通知・更新通知(もしくは現況報告書に確認済印が押印された)
- ・コード60(計量証明)・・・計量証明事業登録証 ・コード71(不動産鑑定業(土))・・・不動産鑑定士登録証
- ・コード72(土地家屋調査士)・・・土地家屋調査士登録証 ・コード73(司法書士)・・・司法書士登録証

※注 計量証明事業について

「測量・建設コンサルタント等(コード60)」及び「役務提供等(コード3101、3102等)」の2つの領域に申請できます。

建設コンサルタント業務に付随する場合は「測量・建設コンサルタント等」に測定・調査・報告を中心とする業務の場合は、「役務提供等」の領域に申請してください。

物品供給等の申請業種コード表

※許認可欄に★のあるものは、登録する業務に必要な許認可証明書(写)(一覧表下記に記載)を添付してください。
★印に()のついている業務について、登録する業務内容が許認可等を必要としない場合は証明書等の提出は不要です。

コード	業種別分類	コード	業種別分類
1	★医療機具・材料 関係	17	(★)看板・標識・旗 関係
2	★医薬品 関係	18	日用品・金物 関係
3	(★)化学・防疫薬品 関係	19	映画・写真・レントゲン 関係
4	理化学・測定機器 関係	20	印判 関係
5	楽器 関係	21	スポーツ用品・遊具 関係
6	★石油・燃料・エネルギー関係(電気・ガス含む)	22	計量器・時計 関係
7	印刷(一般・電算) 関係	23	(★)食料品 関係
8	機械・工具・農機具 関係	24	図書・地図 関係
9	ゴム・皮革製品 関係	25	(★)自動車等・修理関係
10	教材 関係	26	記念品・贈答品 関係
11	事務用品・パソコン 関係	27	室内装飾・家具等(修理含む)関係
12	ユニフォーム・繊維製品 関係	28	介護用品 関係
13	寝具 関係	29	水道 関係
14	給食用品・厨房 関係	30	(★)防災用品・消火器 関係
15	(★)電気製品・設備機器 関係	31	その他(具体的に記入)
16	建設・建築材料 関係		

コード	【必要な許認可等の例示】 許可証または登録の内容及び証明書・通知等の種類
1	管理医療機器販売業・貸与業届出済証、高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証、 医療機器製造業登録証(第一種、第二種、第三種)医療機器製造販売業許可証、 輸入販売の場合：製造業登録証・製造販売業の許可証・外国製造業の登録証
2	医薬品・医薬部外品・化粧品 <small>の製造業・製造販売業・販売業許可証</small> 、毒物劇物販売業登録票、 麻薬取扱者免許証、高圧ガス販売事業届書
3	毒物劇物販売業登録票、火薬類販売営業許可書
6	揮発油販売業登録通知書、石油製品販売業届出書、危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可、 液化石油ガス販売事業登録証、高圧ガス製造許可(第一種製造者)・届出(第二種製造者)、 高圧ガス販売事業届、電気事業法の登録・届出、ガス事業法の登録・届出
15	各種電気主任技術者免状(個人)
17	屋外広告業登録 ※広告物の企画や製作のみの場合は、その旨を「取扱っている品目」欄に記入
23	食品衛生法(32業種)の営業許可証
25	自動車分解整備事業認定書、指定自動車整備事業指定書
30	消防設備業届出(消防署に提出済のもの)、消防設備士免状

入札参加資格審査申請 Q&A

1.全申請共通事項

No.	Q	A
1	今回の入札参加資格の有効期限はいつまでですか。	令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。
2	貝塚市の水道事業、下水道事業及び病院事業については、別に登録(申請)は必要ですか。	貝塚市へ申請・登録を行うことで、水道事業、下水道事業及び病院事業への登録も受付したものと扱いますので、別申請は不要です。
3	申請する領域に制限はありますか。	制限はありませんが、法令等の規定により、官公庁の許認可等が必要な業務(領域)については、許認可等を得ていることが条件となります。
4	登録できる業種や営業種目の数に上限はありますか。	役務は業種(コード)を6つまで、物品は希望順位に従って種目を3つまで、建設工事、測量・建設コンサルタント等については今年度より、20業種まで登録が可能です。
5	役務提供等には、希望順位はありますか。	役務提供等には、希望順位はありませんので、申請される業務(小分類の中から6業務まで)を記入してください。
6	登録業者番号、受付番号とはどの番号ですか。	継続申請のかたは、登録業者番号91・・・または92・・・から始まる番号を、受付番号1・・・(建設工事)、2・・・(コンサル)、3・・・(役務)、4・・・(物品)から始まる番号を記入してください。(前回の入札参加資格審査申請時の受付票または契約検査課のホームページ内の登録業者名簿(登録業者番号のみ)で確認できます)。なお、新規申請の場合は、申請受付後、受付票に登録業者番号・受付番号を記入して返送しますので、今回は空欄のまま提出してください。
7	住所に関して、登記簿上の住所と営業上の事務所所在地が相違する場合、どのように記入すればよいですか。また、登録する住所地に応じた市内外の地域判定はどうなりますか。	2つの住所の違いが解りやすいよう、申請書の住所欄に「登記上住所」と「実際の住所」を併記してください。 <u>(申請書以外の書類も同様に記入してください。)</u> また、許認可や登録が必要な業種については、許認可・登録上の住所を優先します。その他については実際の住所で登録します。(この場合、市内外の地域判定も、登録する住所地で行うこととなりますので、ご注意ください。)
8	支店・営業所(受任者)で登録する場合、誓約書などへは、支店・営業所名称、住所、押印する印鑑は受任者印でよいですか。	受任者はあくまでも登録後の入札・契約上の受任者と位置づけるため、申請時はすべて本社・本店の名称、住所、代表者名、代表者印(実印)で記入、押印してください。
9	(市外業者) 郵送申請の場合、受付締切日の消印は有効ですか。また、再提出書類についても再提出締切日の消印は有効ですか。	いずれの場合も、消印有効ではありません。必ず、期限必着で提出してください。なお、再提出書類については、再提出締切日の午後4時必着です。この期限までにすべての書類がそろい、「不備なし」とならなければ、申請が無効となりますので、ご注意ください。
10	(市外業者) 受付票を返信する際に使用する返信用封筒は、簡易書留など配達記録が残るものでないといけませんか。	返信用封筒については、特に指定はしていません。申請書や不備・不足書類は簡易書留等、必ず記録に残る方法で送付してください。
11	「不備なし」で受付票が返ってきましたが、これで完了なのでしょうか。別途通知はありますか。また、令和8・9年度の入札参加資格者の確認はどうに行えばよいですか。	審査後、受付票にて「不備なし」で返却された方や不備・不足書類が期限内に提出され特に問題のない場合は、令和8年4月上旬頃、本市ホームページ(契約検査課)内で、入札参加資格者を登録業者名簿への登載をもって受付完了とさせていただきます。なお、受付票以外の完了通知等の送付はおこなっておりません。
12	申請書類に記入間違い・記入漏れ等があった場合はどうなりますか。	貝塚市に登録する事項(主に申請書の記入事項、それぞれの領域の申請業務など)で記入漏れ等があれば、問合せさせていただきます。なお、その他の書類については、記入されている内容が正しいものとして受付いたしますので、記入漏れ等がないように確認した上で、提出してください。 ※修正箇所がある場合は、修正テープ等を使用せずに訂正印(実印)を押印してください。
13	申請書類の不備や不足等があった場合、どうなりますか。	受付時に不備・不足と指摘されている場合(受付票または電話・FAX等で不備等の内容をお知らせします)は、要項5.に記載のとおり、再提出期限までに「不備なし」となっている必要があります。再提出の際、期限に余裕を持ってご提出ください。期限を過ぎますと申請自体が無効となりますので十分ご注意ください。

14	現在登録している会社情報(代表者・住所等)が変更になる場合、どのように申請すればよいですか。	令和7年度中に変更が生じる場合は、変更届(必要な書類を揃えて提出)と新規申請の両方の提出が必要です。変更届の提出がない場合、令和8年度から新規申請の登録内容をもって変更となります。
15	令和8年4月1日より、会社情報(代表者・住所等)が変更になる予定です。その場合、どのように申請すればよいですか。	申請書等には、申請日時点での会社情報を記入してください。4月1日以降、変更届と変更に伴う必要な書類(登記簿謄本、印鑑証明書等)が揃った時点で速やかに提出してください。変更届の提出をもって、会社情報の変更手続きを行います。変更届は「令和8年度用変更届」の書式でご提出ください。令和8年3月31日以前の変更については、「令和7年度用変更届」をご提出ください。両年度変更する場合は、両年度分(年度ごと)の変更届が必要です。
16	以前に貝塚市で入札参加資格の登録を行っていたが、現在登録を行っていない場合、新規業者となりますか。	新規業者となります。登録申請が一度途切れてしまうと、過去に登録を行っていても新規業者として「新規申請」が必要となります。また、登録業者番号・受付番号も新たに付番をします。

●申請書(貝塚様式1、2)

17	申請書(貝塚様式1、2)の登録業者番号、受付番号、申請区分の記入はどのようにすればよいですか。	①申請区分は、登録する領域すべてについて新規または継続に○印を付します。令和7年度に登録のないかたは、「新規」に○印を付してください。令和7年度に登録があり、引き続き登録する場合は「継続」に、新たに追加する領域については新規に○印を付してください。なお、今回申請しない領域には○印を付す必要はありません。 ②登録業者番号は、新規業者のかたは空白のまま提出してください。継続申請の場合は、91……または92……から始まる番号を記入してください。 ③受付番号は、新規の場合は、空白のまま提出してください。申請区分で継続に○印を付した領域について、それぞれの受付番号(1……(建設工事)、2……(コンサル)、3……(役務)、4……(物品)で始まる番号)を記入してください。なお、新たに追加申請する領域や継続申請しない領域については、空白としてください。
18	受付票の返信先は、行政書士等(代理人)でもよいですか。また、申請書(貝塚様式1、2)の申請に関する問合せ先も代理人でもよいですか。	行政書士等のかたでも構いません。
19	法人の代表者や受任者で登録する場合、使用印として登録する印鑑は個人印でもよいですか。	通常は会社名及び役職名が特定できる二重丸型の印鑑を使用印として登録している場合が多く、この印章での登録をすすめます。しかし、これにより難しい場合は、個人名印(朱肉を使用する認印)でも可としています。
20	本社で登録する場合、使用印として登録する印鑑は実印でもよいですか。	受任者登録をされない場合は、実印でも構いません。

●各領域の別表(別表1、2、3、4)

21	支店で登録する場合、常勤従業員数は支店のみの人数を記入すればよいですか。また、「常勤従業員数」や「技術者の内、有資格者数」に記入する人数は本社または支社のどちらを記入すればよいですか。	今年度より本社と支社の両方の人数を記入してください。なお、本店の職員が支店でも勤務することがある場合は、人数を重複して記入して頂いても構いません。
22	常勤従業員数には法人の役員を含みますか。	法人にあつては常勤役員、個人にあつてはその事業主を含んだ人数を記入してください。
23	申請業務に関する実績がまだない場合は、なし(または0)で記入してよいですか。また、決算額もない場合は0で記入してもよいですか。	実績が記入できない場合は、理由を付記していただき、記入できない実情であればやむを得ないと判断します。(ただし、過去2年の実績を条件に入札保証金や契約保証金の免除規定の対象とならない場合があります。)
24	決算時期が来ていないため、直近1年分の実績額しかない場合、1年分でもよいですか。	1年分しか記入できない場合は、理由を付記していただき、やむを得ない事情の場合は、1年分のみ記入で構いません。(ただし、過去2年の実績を条件に入札保証金や契約保証金の免除規定の対象とならない場合があります。)
25	事業の直近1～2年の決算額が、部門や業務ごとで分かれていない場合、合算で記入してもよいですか。	中カッコ「 } 」などを用いて合算表示していることを示し、合算額を記入してください。

●各証明書、許認可等

26	証明書類の有効期限はどのように取り扱われますか。	申請日時点で有効期間のある最新のもの。ただし、有効期間が明示されたものについては、その期間が有効となります。
----	--------------------------	--

27	現在、許認可等の更新手続き中で受付期間中に、更新後の許認可証等を提出できません。どうすればよいですか。	受付時に、申請書の表紙(行政庁の受付印押印済みのもの)と希望業種が申請中であることがわかるもの(写し)を添付してください。
----	---	---

●実績調書・経歴書(貝塚様式4)

28	経歴書に記入すべき実績の対象期間は何年程度ですか。また、その期間中の経歴をすべて記入しないといけませんか。	すべての領域について、直近2年分を記入してください。記入する優先順位は、官公庁や公的団体の実績、次に民間の実績額の多いものを主なものとして記入してください。
----	---	--

●委任状

29	自社(任意)様式で作成した委任状を使用してもよいですか。	指定様式としている委任状に記載の内容をすべて満たしている場合に限り、自社(任意)様式でも可とします。押印には必ず朱肉を使用してください。※印鑑のコピー不可
----	------------------------------	---

●納税証明書

30	国税の納税証明書に関して、一部納期がまだ来ていない旨の書き込みがある証明書は認められますか。	申請日時点では未納ではないため、受付可となります。
31	国税の納税証明書に関して、電子納税証明書は、XML形式で提出してよいですか。	電子納税証明書での提出の場合、XML形式での提出は不可です。PDF形式のみ可とします。

●従業員名簿(貝塚様式6)

32	貝塚市内の支店で登録する場合、本店と支店を併せた従業員を記入しないといけませんか。	登録されている支店で常時雇用されている技術者および入札・現説に参加する従業員を記入してください。
33	「建設業許可業種と専任技術者名」について、土木一式と建築一式の専任技術者が同一の場合は、どのように記入すればよいですか。	同じ欄の土木一式・建築一式に○印を付し、専任技術者名を記入してください。土木一式、建築一式で記入する行を変える必要はありません。

●事務所・店舗・倉庫等の写真(貝塚様式7)

34	写真には撮影年月日の表示が必要ですか。	撮影年月日の表示は必須ではありませんが、表示が可能な場合は撮影年月日を表示してください。
35	全景写真に看板等が入らない(または小さくて見えない)場合は、どのようにすればよいですか。	全景写真と看板等のみの写真の2枚に分けて撮影し、貼付してください。表面の貼付スペースで足りない場合は、裏面に貼付してください。
36	倉庫資材置場がない場合はどうすればよいですか。	【倉庫資材置場など】の写真貼付欄に「なし」と記入してください。

2.領域別

建設工事

No.	Q	A
37	個人(法人)で20年以上、建設業許可に基づく営業を行っており、昨年に土木の許可を取得しました。土木の許可を取得して2年以上経っていないが、土木の登録は可能ですか。	この場合、土木以外の業種で建設業許可に基づく営業を2年以上行っていることが条件です。土木で2年以上の経過が条件ではありませんので、土木の経審を受けていれば登録は可能です。

●建設業許可

38	「申請日現在において、建設業許可に基づく営業を2年以上行っていること」の要件判定について、個人から法人成りで建設業許可が引き継がない期間がある場合は、継続期間として受付可能ですか。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の営業年数欄で、2年以上の営業年数が確認できれば受付可能です。
39	建設工事の登録業種について、本店から支店・営業所へ委任する場合は、支店・営業所での建設業許可も必要ですか。	支店・営業所での建設業許可が必要です。許可の内容が確認できる書類として、建設業許可申請時の「営業所一覧表」の写しを添付してください。

●経営事項審査

40	建設業許可は受けていますが、経営事項審査を受けていない業種について申請・登録はできますか。	許可業種ごとに経営事項審査を受けていることが登録条件となるため、申請できません。
41	経営事項審査を申請中のため、受付期限までに総合評定値通知書が間に合わない場合、受付可能ですか。	総合評定値通知書が間に合わない場合、受付時に経営事項審査申請書の表紙(行政庁の受付印押印済みのもの)と希望業種が申請中であることがわかるもの(写し)を添付して提出してください。

●建退共

42	(市内業者) 建退共に現在、加入していません。申請時に建退共組合加入・履行証明書は必ず必要ですか。	建退共制度の加入者であることを参加資格条件としているため、加入・履行証明書が必要です。ただし、証紙の購入実績(履行)がない場合は証明書が出ないため、加入者証の写し、理由書(履行証明書が提出できない理由)を提出してください。
43	(市内業者) 建退共加入が経審の申請の後になったため、経審の建退共加入欄は未加入、現在は加入となり、相違してくるが受付は可能ですか。	建退共制度の加入・履行証明書があれば結構です。また、証紙の購入実績(履行)がない場合は証明書が出ないため、加入者証の写し、証明書が提出できない理由書を提出してください。

●従業員名簿(貝塚様式6)

44	(市内業者) 経審の技術者名簿に載っていない従業員も、貝塚様式6の従業員名簿に記入してもよいですか。	記入していただいても構いません。そのかたの雇用関係を証する証明書の写し、資格・免許等の写し(取得している場合のみ)を提出してください。
45	(市内業者) 貝塚様式6「建設業許可業種と専任技術者名」は、建設業の許可を取得しているすべての業種について記入するのですか。または、今回申請する業種のみでよいですか。	本市に登録を希望する業種のみ(【別表1】建設工事の種類に○を付した業種)記入してください。

●工事経歴書

46	複数業種の許可を持っているが、土木のみ登録したい。その場合の工事経歴書は土木のみを提出すればよいのですか。	経歴書は申請する業種のみで結構です。冊子などでまとめられているようであれば、土木以外の複数業種の経歴書も提出していただいても構いませんが、その場合は、対象箇所がわかるように付箋等で示してください。
47	土木・建築工事を申請するが、建築工事については実績がありません。実績がない業種についても、工事経歴書は必要ですか。	工事実績がない業種については、「実績なし」(直近2年分)と記入して、提出してください。

測量・建設コンサルタント等

No.	Q	A
48	建設コンサルタントや補償コンサルタントなど、事業者の登録制度はあっても、登録を義務付けているわけではないため、業務を行うことが可能なものがあります。登録していなくても申請できるのではないですか。	本市が発注する公共業務については、登録規程に基づく資格審査を受け、登録者名簿に登録された事業者を入札参加資格登録の条件としており、申請受付は登録規程に基づく登録者でなければならないことにしています。
49	建築設備設計事務所登録を希望する場合は、どのように申請すればよいですか。	建築設備設計事務所登録される場合は、「コード:21または22 建築士事務所」で申請してください。
50	測量・建設コンサルタント等の計量証明事業登録と、役務提供等の大気・水質・土壌や騒音・振動などの測定業務とは、基本資格や業務内容が重複しているが、市として通常発注はどのように使い分けていますか。	建設コンサルタント業務に付随している場合は、「測量・建設コンサルタント等」の領域に申請し、空気環境測定や土壌汚染等の測定・調査・報告を主業務としている場合は、「役務提供等」の領域に申請してください。使い分けについては、発注課によって異なりますので、2つの領域両方の申請しておく方が、入札参加の機会が広がると考えられます。
51	地質調査や建設コンサルタントなど、登録に関する証明書がない場合は、別の書類でも代用可能ですか。	国土交通省(地方整備局長)が発行する登録・更新の各通知、または直近の現況報告書でも可能です。

役務提供等・物品供給等

No.	Q	A
52	役務提供等、物品供給等で申請業種コード表に該当項目が見つからない場合はどのように申請したらよいですか。	役務提供等は「コード:11001」、物品供給等は「コード:31」を選択し、取扱う内容を申請書の記入欄にできる限り具体的にわかりやすく記入してください。
53	役務提供等、物品供給等で許認可等が(★)となっているものは、必ず許認可等の写しの提出が必要ですか。登録する業務について、許認可等を必要とする業務ではないため、許認可等を取得していません。	登録する業務について、許認可等を必要とする業務の場合は、許認可等の写しの提出が必要となります。ただし、許認可等を必要としない業務については、提出は不要です。

●役務提供等(別表3)

54	小分類の内容は、どのように記入すればよいですか。	例えば、「6101:講習会講師・インストラクター・カウンセラー等派遣(一部企画等含む)」に登録する場合、「講習会講師・インストラクター・カウンセラー等派遣」と記入するのではなく、御社が取り扱っている業務(外国語(英語・中国語)講師、パソコン指導講師派遣等)を具体的に記入してください。
55	役務提供等のコードはどの数字を記入すればよいですか。	「役務提供等の申請業種コード表」の4桁または5桁で始まるコード番号を記入してください。

56	役務の具体的な業務が多く、記入しきれない場合は別紙を添付してもよいですか。	別表3に「別紙のとおり」と記入の上、後に御社の様式を添付してください。
----	---------------------------------------	-------------------------------------

●物品供給等(別表4)

57	取り扱っている品目欄にはどのように記入すればよいですか。	例えば、「5 楽器関係」を登録する場合、「楽器」と記入するのではなく、御社で取り扱っている楽器の種類(ピアノ、オルガン等)の具体的な名称を記入してください。
58	物品の具体的な品目が多く、記入しきれない場合は別紙を添付してもよいですか。	「別紙のとおり」と記入の上、後に御社の様式を添付してください。
59	主たる商品仕入れ先について、自社で製造等を行っている場合は、どのように記入すればよいですか。	「自社製」と記入してください。

●実績調書・経歴書(貝塚様式4)

60	実績調書・経歴書への記入はどのような実績等を記入すればよいですか。	実績は、官公庁との契約を優先に記入し、次に公的団体、民間の主な契約を記入してください。実績がない場合は、「実績なし」と記入してください。
61	実績調書・経歴書と指定されているが、自社で作成している様式で提出してもよいですか。	貝塚様式4の項目がすべて備わっていれば、様式4を実績調書の表紙として使用し、「別紙のとおり」と記入の上、後に御社の様式を添付してください。
62	役務提供等(物品供給等)で複数業務・業種を申請する場合、業務・業種別にページを変えないといけませんか(2業務・業種を申請する場合は、2枚実績調書が必要ですか。)	1枚で記入できる場合は、1枚で構いません。ただし、1枚で記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
63	申請業種コード欄の記入方法について、「件名(業務名称)」が他の登録コードと重複する場合は、一つの欄に複数コードを記入してよいですか。	はい、構いません。同じ件名でコード毎に入力する必要はありません。

●財務諸表

64	法人で役務提供等、物品供給等を申請する場合の財務諸表とは、どのような書類ですか。	直近1年間の貸借対照表、損益計算書を提出してください。
65	個人事業主の場合に提出する、収支計算書・申告書とはどのようなものですか。	所得税の確定申告書(写)及び確定申告時に提出した決算書(収支内訳書)等の写しを提出してください。

3.不備・不足があった場合

No.	Q	A
66	不備・不足等の書類を郵送する場合、受付票も同封しないといけませんか。	再提出の場合は不備・不足等の書類のみで構いません。ただし、受領確認が必要な場合は、受付票(写し可)または受領書(任意様式)と返信用封筒(宛先記入、切手貼付済)を同封してください(持参する場合も同様ですが、持参の場合に限り返信用封筒は不要です)。
67	不備・不足等の書類を提出する場合は、持参または郵送どちらでもよいですか。郵送する場合、簡易書留等で送付しないといけませんか。	市内・市外とも持参または郵送どちらでも構いません。ただし郵送の場合、不達防止のため簡易書留等、記録の残る方法で送付してください。(再提出期限までに書類の提出が確認できない場合は、申請が無効となる場合があります)。

4.申請後に登録内容に変更が生じた場合

No.	Q	A
68	登録時に許認可等を提出していますが、許認可等の内容(住所、代表者等)に変更があった場合どうすればよいですか。	住所や代表者等に変更があり、許認可等の内容が変更になる場合は、変更後の許認可等または変更手続き中であることがわかる書類(いずれも写し可)を提出してください。併せて、住所等の変更届も提出してください。
69	登録業者番号は1つですが、複数の領域で登録申請しています。変更申請時の変更届等は登録資格の種類ごとに提出する必要がありますか。	変更届は1枚で結構です。変更届の右上に「登録資格の種類」とありますので、登録している業種すべてに○印を付してください。
70	届出内容に変更が生じた場合、実印、使用印鑑に変更がなくても「入札参加資格審査申請書 変更届」は必要ですか。	印鑑に変更がなくても、届出内容に変更が生じた場合は変更届の提出が必要です。変更届の提出が必要な変更内容や必要書類の詳細は、本市契約検査課のホームページ内「変更届に必要な添付書類一覧表」をご覧ください。

宛名シート

※申請書提出用

※発送する際に、差出人名を記入した下記の宛名シートを切り取り、封筒に貼付のうえご送付ください。
※宛名シートを貼付できない場合は、下記と同内容を記入してください。

宛名シートの 部分を
ご記入ください。

継続申請のかた(令和7年度に登録のある方)は、**登録業者番号**
をご記入ください。(9から始まる6桁の番号です。)
本市HP「令和7年度 登録業者名簿」に掲載しています。
※登録番号がわからない場合は、空白のままご提出下さい。

キリトリ線

(宛先)

〒597-8585

大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 総務部 契約検査課 御中

※継続登録のかたは、登録業者番号をご記入ください。

登録業者番号: 9

※申請内容に○印を付してください。

<input type="checkbox"/>	新規・継続申請
<input type="checkbox"/>	変更届 令和7年度分
<input type="checkbox"/>	変更届 令和8年度分

関係書類在中

(差出人)

〒

所在地:

会社名:

キリトリ線

不備・不足書類の提出方法

●【市内・市外共通】不備(不足)書類の受付方法

①「**郵送**」 または、②「**持参**」のいずれかの方法で穴あけ(左2穴)のうえご提出ください。

①郵送による提出方法

「入札参加資格審査申請の手引き」に添付している宛名シート(※不備・不足書類提出用)を封筒等に貼付して送付してください。※必ず受付票に記載の【受付区分】を記入してください。

②持参による提出方法

契約検査課の窓口(本庁舎4階)にて受付けています。
その場で不備(不足)の確認をするか、日時を改めて再審査し、完了後ご回答させていただきます。
回答方法は、電話連絡かFAXにておこないます。

再提出期限

令和8年2月20日(金) 午後4時(必着)

※この期限までにすべての書類がそろわない場合は、申請が無効となります。

◆受付票の返送について

受付票は、期日までに返送することになっていますが、こちらからの電話等で不備・不足の提出を依頼されているかたにつきましては、「不備なし」となった日以降に返送しますのでご了承ください。

①郵送による提出方法のかた

宛名シート

※不備・不足書類提出用

※郵送する際に、差出人名を記入した下記の宛名シートを切り取り、封筒に貼付のうえご送付ください。
封筒のサイズに合わせて「大」と「小」を適宜ご利用ください。
※メール便等で宛名シートを貼付できない場合は、下記と同内容を記入してください。
※必ず受付票に記載された【受付区分】を記入してください。

大

キトリ線

<p>【宛先】 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 総務部 契約検査課 宛</p>	<p>【受付区分】 □ - □</p>
<p>令和8・9年度(基準年度) 入札参加資格審査申請 不備・不足書類 在中</p>	
<p>【差出人】</p>	<p>登録業者番号: 9</p>
<p>所在地:</p>	
<p>会社名:</p>	

キトリ線

小

キトリ線

<p>【宛先】 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 総務部 契約検査課 宛</p>	<p>【受付区分】 □ - □</p>
<p>令和8・9年度(基準年度) 入札参加資格審査申請 不備・不足書類 在中</p>	
	<p>登録業者番号: 9</p>
<p>【差出人】</p>	
<p>所在地:</p>	
<p>会社名:</p>	

キトリ線

宛名シートの
部分を
ご記入ください。

【受付区分】は返送した
受付票に記載してあります。
分からない場合、記載のない場合は空白のままご提出ください。

入札参加資格審査申請期間における変更届の提出について

変更届提出の際の注意点

※変更届に必要な添付書類(誓約書、法人登記の履歴事項全部証明書、印鑑証明書等)を添えて提出してください。

●令和7年度中(令和8年3月31日 **以前**)に登録内容が変更となるかた。

⇒「令和7年度用変更届」を使用してご提出ください。

【例】令和7年度から継続して入札参加資格申請をされるかたで、現在登録中の内容(代表者、本店所在地等)が変更となっているが、令和8・9年度入札参加資格申請時点で変更届をまだ提出していない場合 等

⇒令和8・9年度入札参加資格申請と併せて令和7年度用変更届も提出してください。

※保管ファイルが異なるため、添付書類についても両年度分提出してください。

●令和8年度以降(令和8年4月1日 **以降**)に登録内容が変更となるかた。

⇒「令和8年度用変更届」を使用してご提出ください。

【例】令和7年12月20日に令和8・9年度入札参加資格申請を提出済だが、令和8年4月1日に代表者が変更となった場合 等

●令和8年3月31日以前及び令和8年4月1日以降、**両年度の登録内容**が変更となるかた。

⇒「令和7年度用変更届」及び「令和8年度用変更届」の提出書類(各1セット)が必要です。

【例】令和7年度から継続して入札参加資格申請をされるかたで、令和7年10月7日に令和8・9年度入札参加資格申請を提出済だが、令和8年1月1日に代表者が変更となった場合 等

※保管ファイルが異なるため、添付書類についても両年度分提出してください。

※令和7年度中に変更が生じる場合は、上記のとおり変更届が必要となりますが、変更届の提出がない場合は、令和8年度からの変更扱いとなりますので十分ご注意ください。

※変更届のみをご提出される場合は、A4紙ファイルは不要です。

※入札参加資格審査申請書と一緒に変更届を提出される場合は、A4紙ファイルに綴らずクリップで留めして提出ください。

【変更届提出用】宛名シート

(宛先)

〒597-8585


大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 総務部 契約検査課 宛

— 用 変更届 在中

登録業者番号

【 9 】

宛名シートの  部分をご記入ください。

継続申請のかた(令和7年度に登録のある方)は、登録業者番号をご記入ください。

(9から始まる6桁の番号です。)

本市HP「令和7年度 登録業者名簿」に掲載しています。※登録番号がわからない場合は、空白のままご提出下さい。